

生物多様性かわさき戦略改定案（概要）

第1章 川崎市における生物多様性の状況について 本編P.1~

1 戦略の改定の趣旨

- 本市は、平成26（2014）年3月に、「生物多様性かわさき戦略～人と生き物つながりプラン～」を策定し、取組を進めてきた。
- 令和2（2020）年度末に戦略の計画期間が満了することから、環境審議会に諮問し、幅広い見地からの審議を経て、令和3（2021）年2月に答申をいただいた。
- 新たな環境基本計画の枠組みに対応するとともに、社会状況の変化や環境審議会答申を踏まえて、戦略を改定するものである。

- SDGsにおける水の保全、気候変動対策、海域陸域の生態系保全という環境面の取組が経済・社会面を支えているという考え方が示すように、生物多様性の保全に取り組むことは、SDGsの推進の基盤となるものである。



2 生物多様性について

- 私たちの暮らしは、豊かな自然の恵みを受け取って成り立っている。この自然の恵みは、多くの生物が関わり合う生物多様性から得られるものであり、生物多様性が私たちの暮らしを支えている。
- この生物多様性を、将来の世代に引き継ぐことが大切である。

豊かな暮らしの
基礎・有用な価値

自然に守られる
私たちの暮らし



3 生物多様性を取り巻く状況

○持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発のための2030アジェンダの中に持続可能な開発目標として17のゴール等が掲げられている。国では持続可能な開発目標実施指針の中で、「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」を優先課題の一つとして定めている。
本市においても、令和元（2019）年にSDGs未来都市に選定されるなど、取組を推進している。

○生物多様性国家戦略2012-2020

第5次国家戦略として策定。愛知目標の次の国際目標である「ポスト愛知目標」（COP15で採択予定）を踏まえて改定を予定していたが、COP15の延期を受け、2022年度以降になる予定。

○第5次環境基本計画【国】（平成30（2018）年度）

持続可能な社会の実現に向けて環境・経済・社会的側面を統合的に向上させることが必要とし、自然環境や生態系サービスを有効に活用する考え方も示している。

○気候変動対策の動向

本市においては、令和2（2020）年11月に、CO₂排出実質ゼロや使用電力の再生可能エネルギー100%転換を目指し、2050年の脱炭素社会の実現に向けた戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」を策定した。

○新しい生活様式への移行

新型コロナウイルス対策を取り入れた「新しい生活様式」が広がるとともに、経済復興と脱炭素社会への移行を同時に取り組む「グリーンリカバリー」の考え方が広がっている。

生物多様性かわさき戦略改定案（概要）

第1章 川崎市における生物多様性の状況について 本編P.11～

4 川崎市の概況

- ・都市的土地利用率は約86%、約154万人が居住（令和2（2020）年9月1日現在）
- ・樹木の集団（300㎡以上）は、川崎・幸・中原区では点在し、高津・宮前・多摩・麻生区が多摩丘陵の一角をなす地域は比較的多く分布
- ・農地は、高津・宮前・多摩・麻生区には比較的多くが分布。農業振興地域である黒川・早野・岡上地区はまとまって分布
- ・河川等は多摩川をはじめとした河川・水路等が市域全体に分布し、臨海部には運河が分布

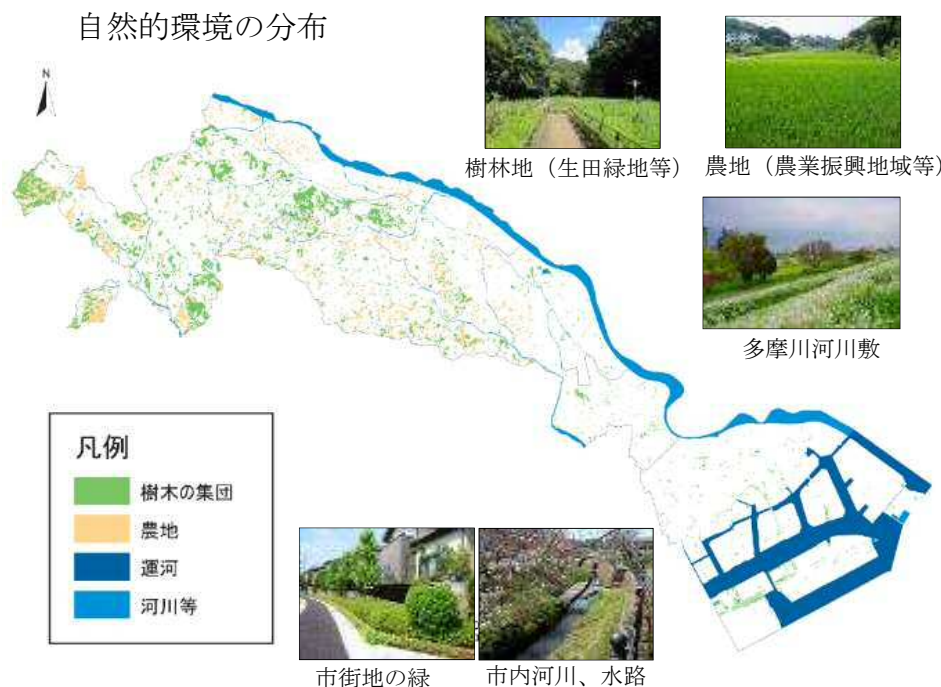
・平成25（2013）年度～令和元（2019）年度までの生き物調査では、市内で2,300種を超える生き物が確認されている。戦略策定から期間も短いことから、引き続き、定期的な調査が必要である。

植物	哺乳類	鳥類	爬虫類
1,183種	7種	91種	12種
両生類	昆虫類	魚類	計
6種	1,011種	25種	2,335種

※魚類については、平成29年度～令和元年度の調査結果



〔市内で確認された希少種の例〕



<取組状況等を踏まえた課題>

- ・市民へのアンケートでは、生物多様性という言葉の認知度はあまり高くない状況にあり、普及啓発などの取組が必要
- ・特別緑地保全地区などの取組により緑地保全是進んでいるが、市街化等により樹林地の減少は続いており、引き続き保全が必要。また、緑の連続性を維持するための地域緑化の促進や、河川環境の保全・整備などにより緑と水のネットワークを形成していくことなどが必要
- ・生き物マップや生き物調査の実施により、様々な情報を蓄積しているが、引き続き定期的な情報収集と蓄積した情報の効果的な発信などが必要

第2章 戦略改定の基本的な考え方 本編P.25～

1 戦略改定の基本的な考え方及びめざす方向

戦略改定の基本的な考え方は、次のとおり

- 市民に生物多様性を身近なものとして捉えてもらうことが重要
- 戦略の枠組みを維持し、取組を充実
- 将来を見据えた自然環境の有効活用
- 近隣他都市との連携
- 新たな環境基本計画の枠組みに対応

改定戦略におけるめざす方向

- (1) 生物多様性を市民によりわかりやすく、取り組みやすく
- (2) 現行戦略の枠組みを維持しつつ、戦略的に取り組む視点を設定
- (3) これまでの取組状況や課題に応じた取組の充実・強化
- (4) 川崎市環境関連施策等との連携

生物多様性かわさき戦略改定案（概要）

第3章 戦略の基本的事項 本編P.28～

戦略改定では、現行戦略の枠組みを維持することとしていることから、基本的事項は現行戦略と同様、次のとおりとする。

1 戦略の基本的な考え方 ・戦略の基本的な考え方と3つの視点

○生物多様性に配慮した環境づくりによって生き物がつながること

- ・人と生き物との関わり方の調和を図っていくこと
- ・地域本来の自然環境を保全、再生して、多様な生き物が生息・生育できるようにしていくこと
- ・様々な生物多様性に関する情報をつないで利活用していくこと

2 戦略の位置づけ

地域特性を踏まえ、人と生き物との“つながり”に主眼をおいた生物多様性基本法に基づく地域戦略

(1) 他の計画との関係

本戦略は、環境基本計画の「主な環境分野」のうち、「自然共生」分野を主に担うものとして位置づけられるが、市の施策を生物多様性の観点から横断的に体系整理し、生物多様性に関する取組等を総合的かつ計画的に推進するための指針であり、環境分野のみならず、様々な行政施策に作用する性質のもの。

本市における生物多様性の保全の視点と基本的な考え方を表すとともに、取組の方向性と推進策を示すこととし、具体的な取組の実施においては、関連する計画において各計画の目標等と整合を図りつつ戦略の考え方を取り入れて実施する。

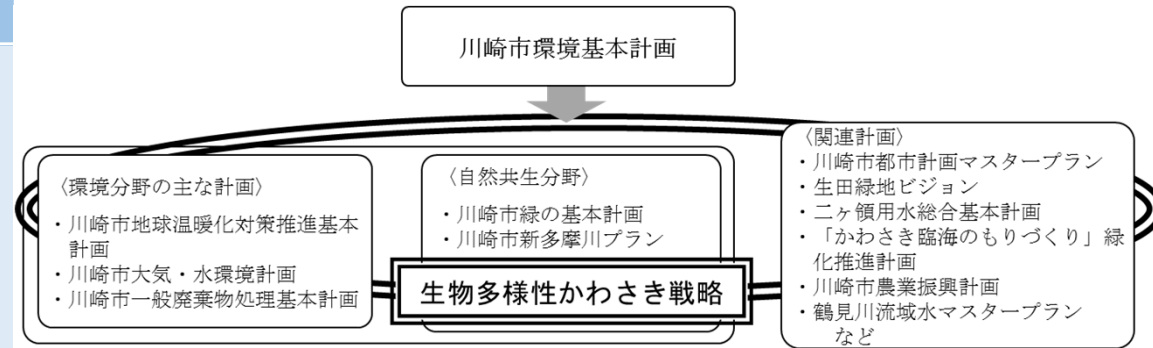


図 戦略の位置づけ

(2) 戦略でめざすもの

- ・多様な主体との連携による生物多様性配慮の推進
- ・地域環境の質的な向上
- ・市域全体でのエコロジカルネットワークの構築
- ・保全と利活用のバランスに立った都市と自然との共生

3 戦略の期間と対象区域

- 戦略の計画期間は、令和4（2022）年度から令和12（2030）年度までとする。
- 戦略の対象とする区域の範囲は川崎市全域とする。

4 基本理念と基本方針

基本理念 「多様な緑と水 人や生き物がつながり 都市と自然が共生するまち かわさき」

基本方針Ⅰ 人と生き物をつなげる

生物多様性への配慮意識を広め、子どもたちの自然等への探求心や地域で活動する人材を育むことで、人と生き物をつなげる。

基本方針Ⅱ 生き物をつなげる

生き物の生息・生育環境となる拠点や回廊（コリドー）等の自然環境を守り、つなげて質を高め、さらに創り出すことで、生き物をつなげる。

基本方針Ⅲ 情報をつなげる

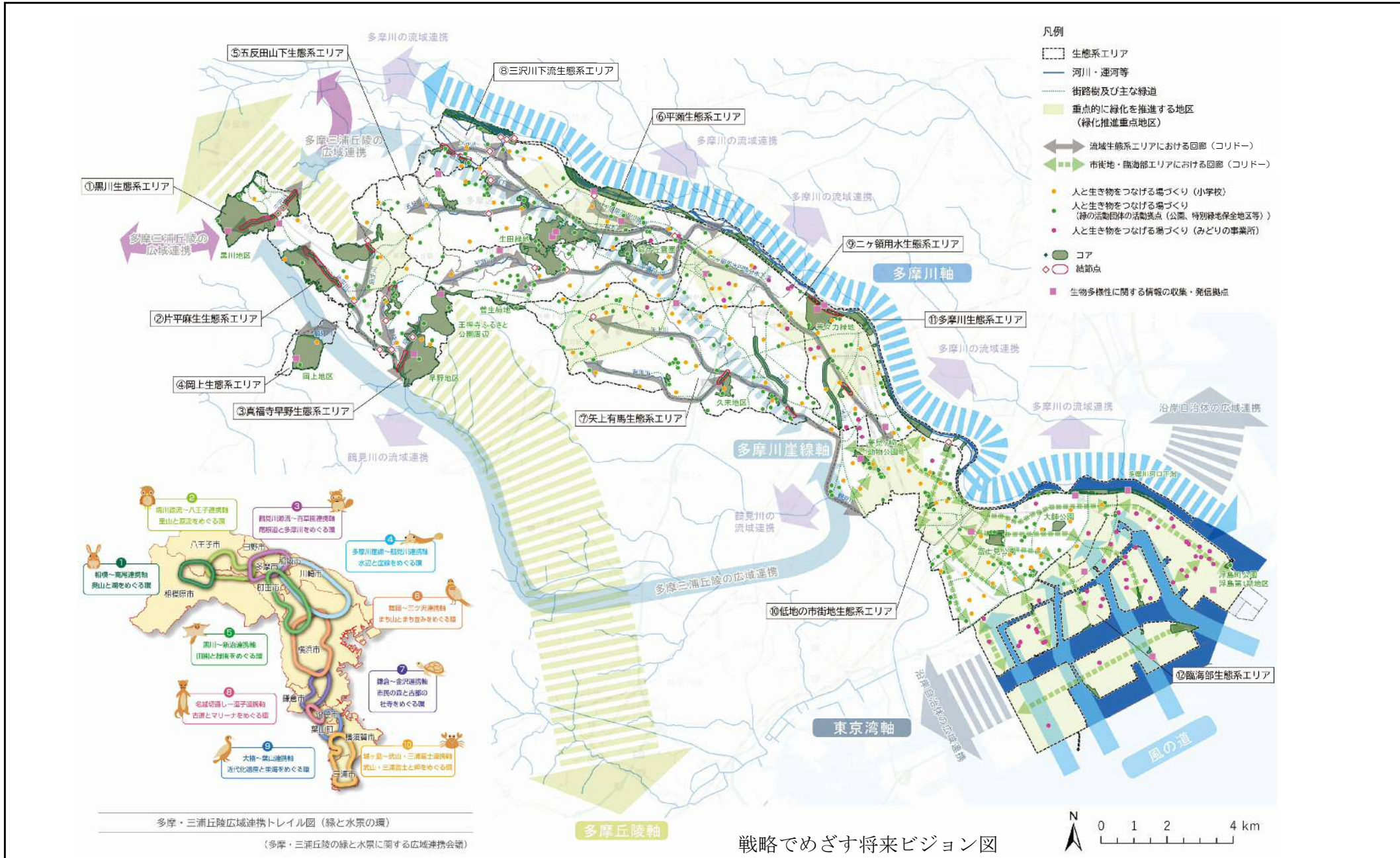
生物多様性の保全に関する様々な情報や知見を集めて、効果的に発信することで伝え、情報をつなげる。

生物多様性かわさき戦略改定案（概要）

第3章 戦略の基本的事項 本編P.31～

5 将来ビジョン

3つの基本方針ごとに設定した将来の姿について、その実現した姿を将来ビジョンとしており、計画期間にとらわれず、長期的な視点をもって示している。この図は、基本方針ごとの図を重ね合わせ、近隣都市とのつながりを加えたものである。



戦略でめざす将来ビジョン図

生物多様性かわさき戦略改定案（概要）

第4章 生物多様性の保全に向けた施策 本編P.36～

1 施策体系

基本理念

多様な緑と水 人や生き物がつながり
都市と自然が共生するまち かわさき

【基本方針】

●基本方針Ⅰ “人と生き物をつなげる”

生物多様性への配慮意識を広め、子どもたちの自然等への探求心や地域で活動する人材を育むことで、人と生き物をつなげます

●基本方針Ⅱ “生き物をつなげる”

生き物の生息・生育環境となる拠点や回廊（コリドー）等の自然環境を守り、つなげて質を高め、さらに創り出すことで、生き物をつなげます

●基本方針Ⅲ “情報をつなげる”

生物多様性に関連のある様々な情報や知見を集めて、効果的な発信により伝えることで、情報をつなげます

【施策別取組方針】

広める

人と生き物との関わり方への理解や環境配慮意識を広める

育む

生物多様性の保全に取り組む人材を育む

守る

生き物の生息・生育の拠点となる緑や水を守る

つなぐ

生き物の生息・生育環境をつなぐ

創る

まちなかに生き物の生息・生育の拠点を創る

集める

生物多様性に関する様々な情報を集める

伝える

生物多様性に関する様々な情報をわかりやすく伝える

【基本施策及びリーディング・プロジェクト】

基本施策（１）生物多様性への配慮意識の普及と環境配慮型ライフスタイルの促進

リーディング・プロジェクト 環境配慮意識を広めて人と生き物をつなげるプロジェクト
①地域の魅力を発見する ②生物多様性について理解を深める
③生物多様性に配慮して活動する

基本施策（２）生物多様性の保全に関わる環境教育や人材育成の推進

リーディング・プロジェクト 人材を育てて人と生き物をつなげるプロジェクト
④子どもたちが自然とふれあい学ぶ ⑤生物多様性の保全に取り組む人材を育成する

【戦略的に取り組む視点】生物多様性への配慮意識の更なる浸透

基本施策（３）生き物の生息・生育の拠点となる樹林地、農地、水辺地等の保全

リーディング・プロジェクト 生き物のすみかを守って生き物をつなげるプロジェクト
⑥拠点となる樹林や農地を保全する ⑦良好な水環境を保全する

基本施策（４）生き物の生息・生育環境をつなぐ緑と水のネットワークづくり

リーディング・プロジェクト 緑と水をつなげたコリドーで生き物をつなげるプロジェクト
⑧河川を活用して拠点をつなげる ⑨広域的に生き物の生息・生育環境をつなげる

基本施策（５）まちなかの生き物の生息・生育の拠点の創出、育成

リーディング・プロジェクト まちなかに拠点を創って生き物をつなげるプロジェクト
⑩生き物に配慮した公園づくり ⑪生き物に配慮した緑化地づくり

【戦略的に取り組む視点】生態系エリアや流域の特徴を踏まえたエコロジカルネットワークの形成

基本施策（６）生物多様性に関する様々な情報の収集と調査、研究の推進

リーディング・プロジェクト 調査や知見を集めて情報をつなげるプロジェクト
⑫市域の生き物について調べる ⑬生物多様性の新たな知見をつくる

基本施策（７）生物多様性に関する様々な情報の利活用の推進

リーディング・プロジェクト 地域間、主体間で伝えて情報をつなげるプロジェクト
⑭生き物情報を“見える化”する ⑮情報を活用してネットワークを構築する

【戦略的に取り組む視点】地域資源を活用するなど情報発信の充実

【生態系エリアごとの取組の方向性】

生態系エリアごとの特性を踏まえた取組の方向性を示します。

生物多様性かわさき戦略改定案（概要）

第4章 生物多様性の保全に向けた施策 本編P.41～

2 基本施策等について

(1) 戦略的に取り組む視点

- ・生物多様性の保全の取組において、特に重要と考えられる視点を、戦略的に取り組む視点として設定。この視点を持った取組を、各局が取り組むリーディング・プロジェクトに盛り込む

○ 生物多様性への配慮意識の更なる浸透

○市民や事業者にとって生物多様性が身近なものであることを知ってもらえるような普及啓発等、生物多様性への配慮意識の浸透を図る。

○ 生態系エリアや流域の特徴を踏まえたエコロジカルネットワークの形成

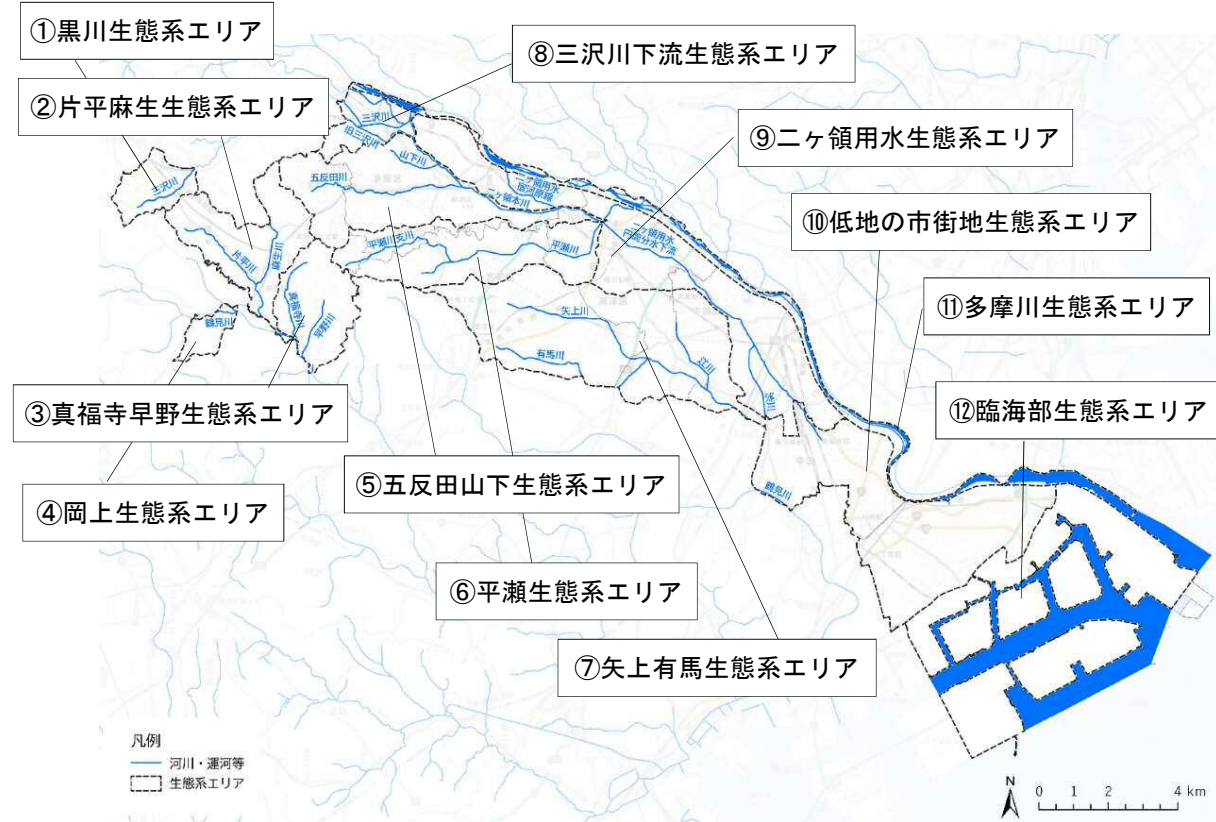
- 市内河川の流域のある生態系エリアについては、それぞれ生き物の「生息・生育拠点」や拠点と回廊（コリドー）のつながり目である「結節点」に特徴があることから、その特徴を踏まえ、生物多様性に配慮した保全・管理などを実施
- 市街地や臨海部など、自然的環境の分布が少ないエリアについては、緑化推進重点地区を活かしながら、公園や緑道などにおいて、生物多様性に配慮した保全・管理を実施

○ 地域資源を活用するなど情報発信の充実

○環境や生き物、地域文化等、人と生き物のかかわりに関する様々な分野の施設等を地域資源とした、生物多様性に関する情報発信を充実させる。

(2) 生態系エリアごとの取組の方向性

- ・現行戦略のエリア区分を元に、新たに河川の流域に着目し、地域特性やエリアの特徴を踏まえて、12エリアを設定
- ・河川と樹林地・農地とのつながりに着目して、取組の方向性を示す
- ・生物多様性の視点とともに、長期的な視点をもって取組の方向性を示す



第5章 生物多様性の保全の推進と進行管理 本編P.100～

1 進行管理について

- ・関連する各計画等における進行管理との整合を図る必要があることから、環境基本計画における進行管理等を活用して進捗の把握・点検を実施
- ・生物多様性推進検討会議による進捗の把握や、関連性の高い計画等において戦略の考え方を取り入れて取組を実施
- ・令和4（2022）年度に予定されている次期国家戦略の改定状況を踏まえて、必要に応じて見直しを実施

今後のスケジュール

令和3(2021)年		令和4(2022)年			
11月	12月	1月	2月	3月	4月
●環境委員会 ↔ パブリックコメント (11/26～12/27)		●策定・公表 ↔ 計画に基づく 取組推進			
		●市民説明会 (12/9、21)			